

月例実践講座

# 自己信託を活用するための法律理解

2024年7月23日  
株式会社継志舎

## 実務で活用する信託

『**資産管理・運用と承継対策に活用する信託**』 2024年5月～2024年10月 6回

認知症対策にも使えるが、それに限らない信託の利用法を知り、  
信託活用の幅を広げることを目指します

**自己信託** 2024年5月～2024年9月 4回 **終了した回は、トラコムよりアーカイブでご覧ください**

5月：自己信託の基礎 **終了**

6月：自己信託の二一ズ（財産管理・承継の課題を解決する自己信託を考える） **終了**

7月：自己信託を活用するための法律理解 **菊永将浩 弁護士**

9月：自己信託を活用するための税務理解 **専門家講師を予定**

自己信託を知り、自己信託の活用を検討していくことで、信託の活用にはバリエーションが広がる

財産の  
管理・処分  
運用  
贈与  
相続

今までになかった方法が！

## 1 自己信託について

①通常の「契約による信託」と何が違うか？

②信託法においてどのような特別な規律があるか？

③資産承継等において自己信託という仕組みにはどのような優位性があるか？  
⇒次の自己信託の可能性にて取り上げる。

1 資産承継等において自己信託という仕組みにはどのような優位性があるか？

①契約による信託との違い（メリット、デメリット）

②自己信託を利用する際の注意点（後述）

2 自己信託の利用可能性

## 1 自己信託を利用する際の注意点

(1) 契約による信託との違い

(2) 「自分の財産」を「自分に信託する」という違和感の克服

## 財産管理・承継のニーズから自己信託を検討する

- 相続税対策をふまえ生前贈与を行っていききたい
- 贈与なので、あげてしまった財産については、何も言えないが、無駄遣いはしてほしくない。  
また、まとまった財産を若年者の受贈者に与えることは、受贈者の努力をすぐようなことにもつながるのでよくない
- 上記の意向から、名義預金というかたちで管理されていることがある

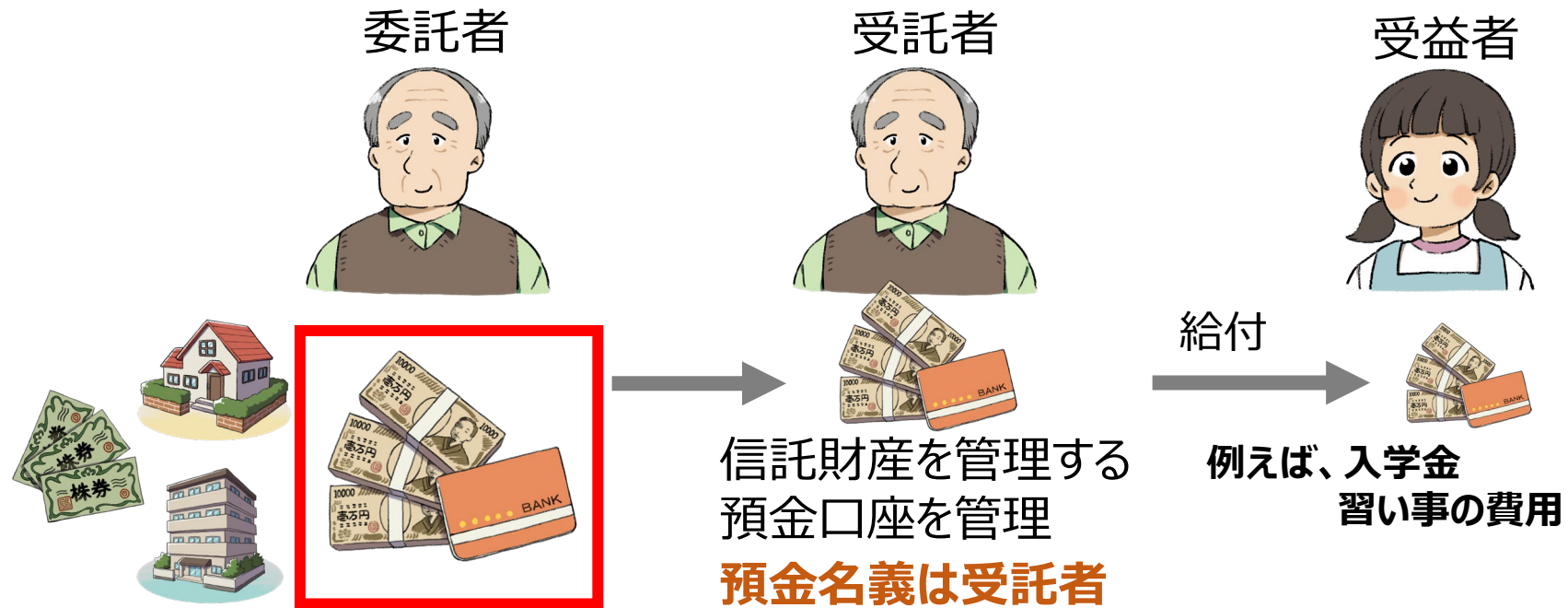


# 信託財産が金銭の場合の自己信託のニーズ

## ニーズ

### 名義預金を回避する

配偶者、子、孫に金銭を贈与することで、相続財産を減らしたい。  
しかし、贈与される側の状況により、贈与者の思いが伝わらないこともあるので、預金名義は変えるが、預金の管理は引き続き自分で行う **【名義預金になる】**



### 注意点

信託時、受益者は贈与税課税  
信託財産より給付を受けたときは  
課税はなし（利子には課税）

### ポイント

受託者の相続時、受託者が管理  
していた受託者名義の預金は  
相続財産にはならない

**受益者を複数にもできる**

# 金銭を信託財産とする自己信託のディスカッション

- 検討した自己信託のスキームは安定的か？
- 信託財産を追加したいというニーズに対応できるか？  
追加の都度、公正証書の作成が必要となるのか？（信託法 3 条 3 号との関係）
- 受益者の無駄遣いを防止することを目的にしているものの、受益権の行使で、受益者はいつでも好きなだけ信託財産を引き出すことができってしまうのではないか？
- 受託者が財産を管理できなくなったときはどうする？  
死亡、判断能力を著しく欠くような状況になったときどうする？
- 受託者の分別管理 自己信託にも信託口座は対応しているか？
- その他

(信託の方法)

## 第3条

三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を**公正証書その他の書面又は電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）**で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したのものによってする方法**

(受益権の譲渡の対抗要件)

## 第94条

受益権の譲渡は、**譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。**

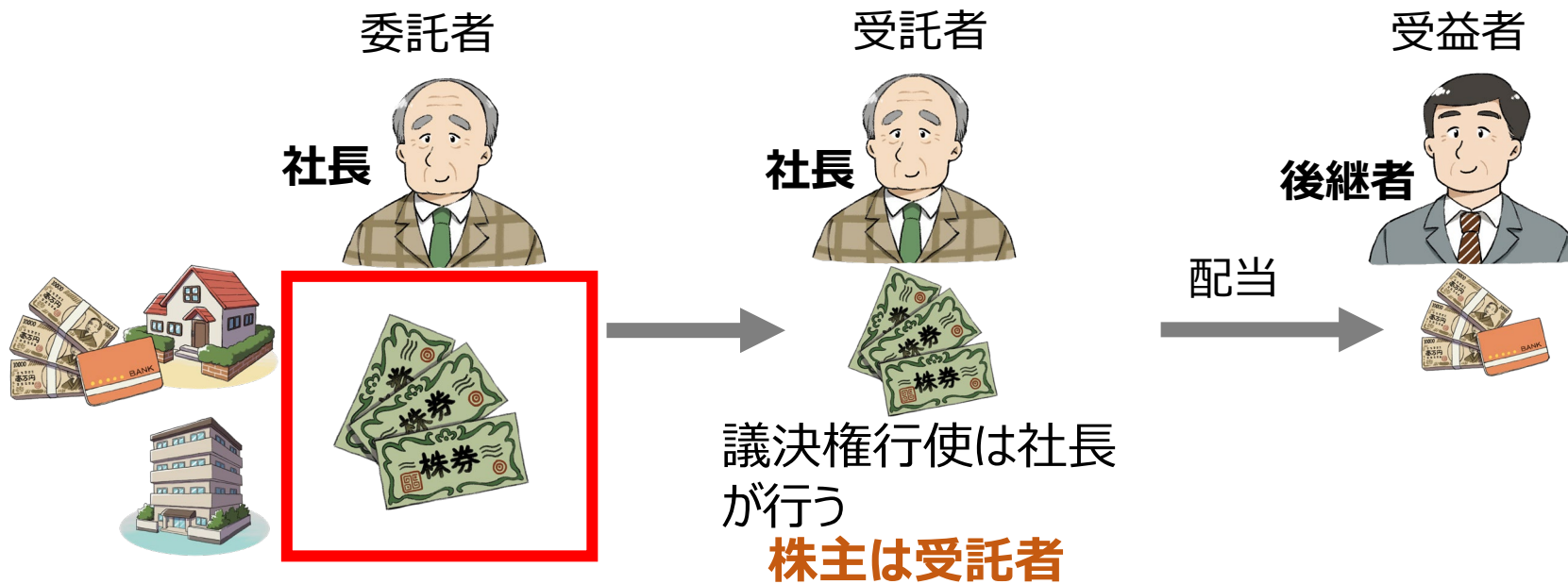
2 前項の**通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、受託者以外の第三者に対抗することができない**

# 信託財産が自社株の場合の自己信託のニーズ

## ニーズ

今後、上昇が予想される自社株を早く贈与

経常的に利益がでるようになったので、自社株は今後高くなることが予想される。社長は、まだしばらくの間、現役で経営を続けるつもり。後継者は決定しており、株価が上昇する前に自社株を後継者に渡したいのだが、後継者に株を譲渡したら社長は議決権を失ってしまう。自社株の承継について税対策を進めたいのだがよい方法はないだろうか？【**自社株を譲渡したら社長は議決権を失う**】



## 注意点

信託時、受益者は贈与税課税配当が生じたときには、受益者が配当を得たものとして課税される

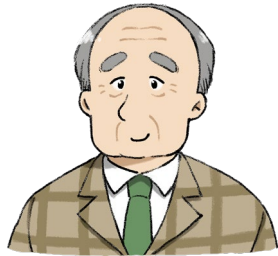
## ポイント

信託終了の際、信託の残余財産は受益者に帰属するとすれば、後継者は信託終了時の課税はない

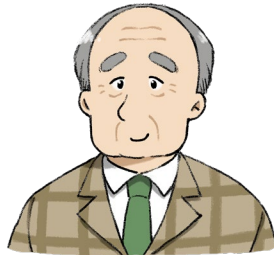
受益者を複数にもできる

# 受益権（の持分）を贈与

委託者



受託者



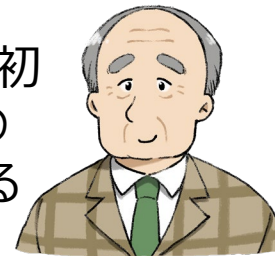
社長が株主のまま



信託財産

受益権の持ち分を後継者にすべて贈与した後も  
社長は受託者のため、議決権を行使する

受益者



信託の設定当初  
社長はすべての  
受益権を有する

受益権

受益権の割合  
○分の○

受益者



受益権

受益権の割合  
○分の○

持分の全部または一部を譲渡

受益権の持分の一部を贈与する場合、  
年数の経過とともに受益権の割合は増える

- 受益権を贈与する際に注意すべきことは？
- 後継者候補者に受益権を持たせてしまうことのリスクは？
- 社長と後継者がそれぞれ受益権の持ち分をもつことのリスクは？
- 社長と後継者がそれぞれ受益者であるときに、社長が突然に亡くなることのリスクは？
- 持ち株を後継者に贈与したい社長は、自己信託を使えばよいとも思うが、いかがか？
- その他



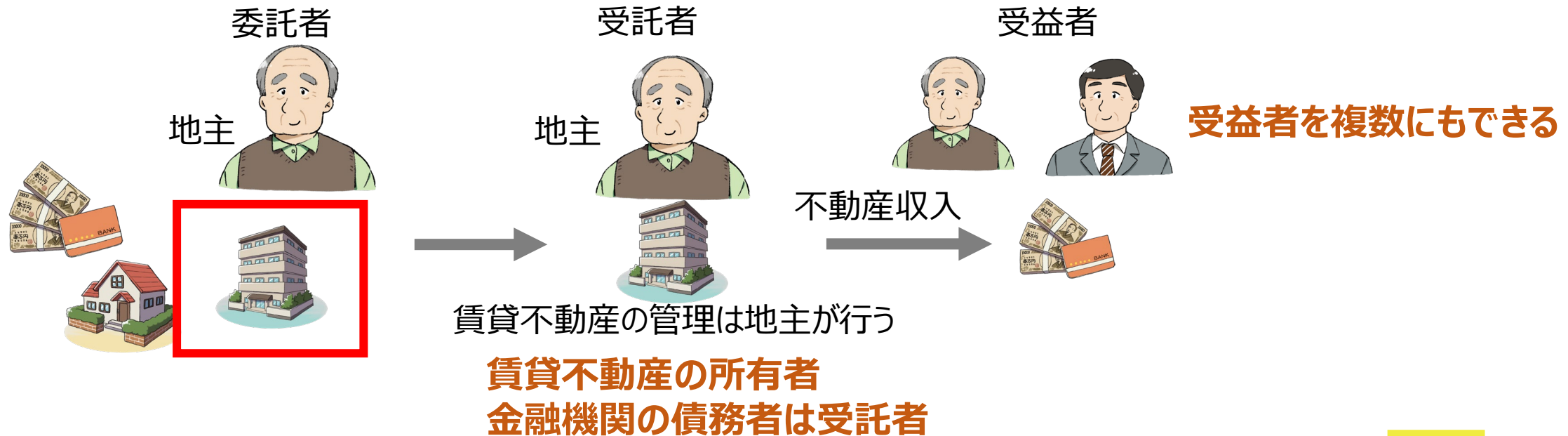
# 信託財産が不動産の場合の自己信託のニーズ

## ニーズ

不動産の持分を  
家族に分けていき  
たい

不動産についても暦年で贈与し相続税対策を行いたい。  
不動産の小口化商品というのがあるが、家族信託でも同様のことができないだろうか？ 賃貸不動産の管理能力は、子どもよりも地主の方ががあるので、当面は地主が賃貸不動産を管理しながら、受益権を子供たちに贈与していきたい。

**【賃貸不動産は経験のある地主が管理し税対策を進める】**



# 不動産を信託財産とする自己信託のディスカッション

- 金銭や株と同様に信託財産を不動産とする場合でも受益権の持ち分を贈与することは有効か？
- 地主等の不動産オーナーで、自己信託を利用するとよいと考えられる状況はあるか？
- 不動産、とくに賃貸不動産を信託財産とする場合、信託口座の開設が必須と思われるが、口座が開設できない場合、不動産の自己信託はあきらめざるを得ないか？
- その他

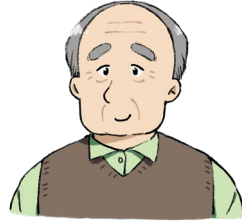


# 信託財産が不動産の場合の自己信託

委託者



受託者



相続税対策として  
建築したマンション



信託財産

土地 建物	借入 課税対象
----------	------------

信託の設定当初  
地主はすべての  
受益権を有する

受益者



受益権

受益者

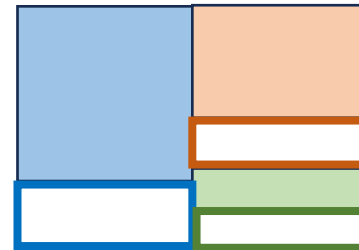


受益権



持分の一部を譲渡

受益権の割合  
○分の○



受益権の割合  
○分の○



年数の経過とともに  
受益権の割合は増える

8月28日（水） 18時～19時

Zoomによるオンラインセミナー

## 信託期間中に発生している問題に対応する ～問題発生前に発見し、適正な信託へと修正を行おう～

講師：石脇俊司（株式会社継志舎）

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年7月23日